

平成30年12月22日

会員 各位

〒501-6330 岐阜県羽島市堀津町 2211 番地
株式会社JU岐阜羽島オートオークション
Tel 058-398-5100 / Fax 058-398-5109
<http://www.i-gforce.co.jp>

オークション規約 変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素はJU岐阜羽島オートオークションを賜り誠にありがとうございます。

平成31年1月より、会員カードを「POSカード・IDカード」から「メンバーカード」に変更させていただくにあたり、一部規約の変更を行います。

各位におかれましては、事前にご確認いただき、ご参加賜りますようお願い申し上げます。

なお、オークション規約全文につきましては、当社ホームページにてご覧いただけます。

記

オークション規約 変更・施行日 平成31年 1月 1日

以上

【 条項の変更 】

第2章 会員登録

第4条 メンバーカード

- 1 当社は登録申請があった本人およびその従業員のメンバーカードを会員へ交付する。
但し、従業員とは、会員に在籍・従事していると当社が判断でき、かつ古物営業法に基づく行商従業者証を取得されているものに限る。
- 2 会員は、当社に登録されている従業員に変更等が生じた場合、速やかにその旨を当社に届け出の上、その従業員のメンバーカードを返却しなければならない。
- 3 メンバーカードの交付は1社3名までとする。但し当社が必要と認めた場合はこの限りではない。
- 4 会員およびその従業員は、メンバーカードを身分証明書として常に携帯し、胸章として使用しなければならない。メンバーカードを携帯しなかった会員およびその従業員は、当社から当日のみ有効な仮メンバーカードを有料で借り受けることができる。
但し、下記事項に該当する場合は、当社はメンバーカードの貸し出しを行わない。
 - ① 当社に対し事前に従業員の登録を行っていない場合。
 - ② 免許証等で本人確認ができない場合。
 - ③ 会員代表者の承諾が得られない場合、または代表者に連絡が取れない場合。
- 5 会員およびその従業員は、交付を受けたメンバーカードを慎重に取り扱わねばならず、当該メンバーカードを使用して行われた全ての行為の結果に対し、その責任を負わなければならない。
- 6 交付または借り受けたメンバーカードを第三者に貸与することは禁止とする。

第5条 メンバーカードのPOS 応札権限

- 1 当社は、第4条に定める会員およびその従業員のメンバーカードに、会員の売買行為に関する権限を付与する。但し、会員自らがその権限を制限する場合、または、当社が妥当でないと判断した場合、その権限を付与しない。
- 2 POS 応札権限を有したメンバーカードは、毎開催ごとに入場受付するものとし、未受付の場合は応札不可とする。

第6条 メンバーカードの紛失・破損

- 1 会員は、メンバーカードを紛失または破損した場合、所定の手数料を当社に支払うことで再発行を求められることができる。
- 2 会員は、過失によるメンバーカードの紛失もしくは管理不履行の結果、当社または他の会員に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

【 文言の変更 】

第3章 会員の権利義務

第4条 禁止事項

4. ~~IDカード~~ → メンバーカード 未着用で会場内や駐車場内に立ち入る行為、および同伴する行為。

第6章 「取引」

第6条 「商談」

2. 商談受付は ~~ポスカード~~ → POS 応札権限を有するメンバーカード により場内検索端末で受け付けるものとする。